

千葉県告示第101号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和3年 2月24日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
ブLOSSAMジュニア 花見川教室  千葉県千葉市花見川 区南花園2丁目5番 4 須山ビル 10 1号室	株式会社蔵樹  千葉県千葉市中央区道場 北2丁目10番3号  代表取締役 吉田 英樹	令和3年 3月1日	1250101720	児童発達支援 放課後等デイ サービス